

個人情報保護に関する指針に関する解説について

2026年3月25日制定

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(目的)</p> <p>第1条 本指針は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）、個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」とい</p>	<p>(1) 本指針は、保護法第54条の規定に基づき作成した指針であり、正会員が保有する個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、正会員が遵守すべき事項及び必要な措置等について、正会員の業務の実情に即して定めるものである。</p> <p>(2) 本指針は、すべての正会員を対象とする。</p> <p>(3) 「解説」は、本指針を運用するための考え方や実務の具体例・参考例を記載したものである。 本解説において記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したのではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。</p> <p>(4) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項）も個人情報となるが、個人番号及び特定個人情報（番号法第2条第8項）の取扱いについては、番号法及び関係政省令並びに関連ガイドラインにおいて、別途定めがある場合があるので留意を要する。</p> <p>(5) 正会員は、正会員の投資運用業及び助言・代理業以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体等が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、本指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>(6) 正会員は、金融分野GL及び金融分野実務指針は、通則GLを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者特に厳格な措置が求められる事項等を規定しており、金融分野GL及び金融</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>う。)の正会員(定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。)が行う投資助言・代理業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)第28条第3項に規定する投資助言・代理業)及び投資運用業(金商法第28条第4項に規定する投資運用業)に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 正会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等(以下「漏えい等」という。)を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p>	<p>分野実務指針において特に定めのない部分については、通則G L等が適用されることに留意を要する。また、金融分野G Lにおいて、以下のように記載されていることにも留意が必要である。</p> <p>① 「～なければならない」と記載されている規定に従わない場合には、法の規定違反と判断され得る。</p> <p>② 「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定に従わない場合には、直ちに法の規定違反と判断されることはないが、金融分野における個人情報の性質及び利用に鑑み、正会員には厳格な措置が求められている。</p> <p>(7) この解説において、個人情報に関連するガイドライン等の略称は以下による。</p> <p>① 通則G L 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)</p> <p>② 外国G L 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)</p> <p>③ 確認記録G L 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)</p> <p>④ 仮名加工・匿名加工G L 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)</p> <p>⑤ 金融分野G L 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)</p> <p>⑥ 金融分野実務指針 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号)</p> <p>⑦ 番号法金融G L 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)の(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>⑧ 補完的ルール 個人情報保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール</p> <p>⑨ 基本方針 個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定） 〔参照条文等〕保護法第1条、第131条、金融分野GL第1条、番号法第4条</p>
<p>(定義) 第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>本指針における用語定義は、保護法第2条各項、第16条各項、通則GL2及び金融分野GL第5条第1項の規定に基づくものである。</p>
<p>(1)個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものをいう。</p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。</p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の名義などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p>	<p>1. 個人情報（第1号） (1)「個人情報」の具体例 運用・直接募集業務等においては、受益者等に係る情報、直接募集顧客（以下「顧客」という。）に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、正会員が取得する個人に関する情報が広く該当する。</p> <p>正会員の役職員（指針第10条第2項参照）の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び正会員自身の株主に関する個人情報については、本指針の適用対象としない。</p> <p>① 受益者等に係る情報 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第17条に定める約款変更に対する受益者の意見を証する書面の記載事項</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第26条第1項第8号に規定する受益権原簿に記載された事項</p> <p>ハ 投信法第117条に基づき、投資法人より事務の委託を受けた場合における当該投資法人の投資主に係る情報</p> <p>② 顧客に係る情報（契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。） 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>イ 顧客カードの記載事項</p> <p>ロ 本人確認記録記載事項</p> <p>ハ 取引口座開設申込書の記載事項</p> <p>ニ 顧客の取引に係る情報（取引残高</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>報告書の記載事項並びに顧客口座の金銭の入出金及び受益証券等の入出庫を含む。)</p> <p>ホ 保管会社への取次申込書の記載事項 へ 顧客との通信文書</p> <p>③ 見込客や取引先企業、証券発行企業等の個人に関する情報 例えば、次のようなものが該当する。 イ 氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報 ロ アンケート及び名簿業者等から入手した情報 ハ 官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報 ※ 個人番号の取得は番号法に明記された事務を行う目的に限定されるため、見込み客に対して提供を求めてはならない。 〔参照条文等〕 番号法第15条</p> <p>(2) 「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。 ① 氏名が含まれる情報 ② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報 ③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と正会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報</p> <p>(3) 「他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する例 例えば、正会員の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、双方の取扱部門の間で、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができる状態である場合は、「容易に照合することができる」状態であると考えられる。 一方、他の事業者への照会を要するとき等であって照合が困難な状態である場合や正会員の双方の取扱部門やこれらを</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>統括すべき立場の者等が、規程上・運用上、双方のデータベースを取り扱うことが厳格に禁止されていて、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができない状態である場合は、「容易に照合することができない」状態であると考えられる。</p> <p>〔参照条文等〕保護法第2条、通則GL2-1</p>
<p>(1の2) 個人識別符号</p> <p>当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令第1条に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。</p>	<p>1の2. 個人識別符号(第1号の2)</p> <p>個人識別符号とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。</p> <p>個人識別符号に該当するものの具体例は以下である。</p> <p>(1) 例えば次の例示のように身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち特定の個人を識別するに足りるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ② 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質 ③ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ④ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ⑤ 指紋又は掌紋 <p>(2) 旅券の番号</p> <p>(3) 基礎年金番号</p> <p>(4) 免許証の番号</p> <p>(5) 住民票コード</p> <p>(6) 個人番号</p> <p>※ 死者に関する情報は個人情報に含まれないが、個人番号については死者に関するものであっても安全管理措置の対象となることに留意を要する。</p> <p>〔参照条文等〕番号法第12条</p> <p>(7) 健康保険等の被保険者証上に記載された本人を特定できる番号等</p> <p>※ 民間の付番による番号等については、個人識別符号とならない。</p> <p>※ 個人識別符号に該当しないものの、個人情報に該当するものもあることに留意する。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。</p> <p>イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</p>	<p>[参照条文等] 保護法第2条、施行令第1条、施行規則第2条～第4条、通則GL2-2</p> <p>2. 個人情報データベース等 (第2号)</p> <p>(1) 「個人情報データベース等」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 役職員が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)の表計算ソフト等を用いて入力、整理し、顧客への取引の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合(第2号イ)</p> <p>② コンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等(第2号ロ)</p> <p>(2) 「個人情報データベース等」に該当しない例 市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム、アンケート結果等であつて、編集・加工・分類整理が行われていないもの</p> <p>(3) 番号法では個人情報データベース等は「個人情報ファイル」と規定される。また、個人情報ファイルに個人番号を含むものは「特定個人情報ファイル」となる。なお、番号法において金融機関は、顧客の管理のために、個人番号を顧客番号として利用してはならないとされていることに留意を要する。当該番号を一定の読み替え法則等によってアルファベット等に置き換えた場合も同じ。</p> <p>※1 番号法において、個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならないこととされている。よつて、例えば税務調査により受領した照会文書等に、個人番号が記載されている場合は、利用目的の達成後速やかに、既存顧客のものであるかどうかを問わず、当該個人番号を削除又は廃棄しなければならない。</p> <p>※2 令和2年4月より、口座管理機関は、国税通則法に基づき加入者情報を個人番号により検索可能な状態で管理しなければならないこととなったが、番号法においては、引き続き、顧客管理のために、個人番号を顧客番号として利用することは禁止されている。</p> <p>[参照条文等] 保護法第16条第1項、番号法第2条、番号法金融GL1-(1)、1-(2)、通則</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報という。</p>	<p>G L2-4、国税通則法第 74 条の 13 の 3</p> <p>3. 個人データ (第 3 号)</p> <p>(1) 「個人データ」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報 ② 個人情報データベース等から紙面に出力されたもの (そのコピーを含む。) ③ データ入力前の紙ベースの取引口座開設申込書や顧客カード等であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっている場合 (「個人情報データベース等」に該当) において、当該個人情報データベースを構成する個人情報 ④ 「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識別することができないようにしたデータであっても、正会員から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索可能な場合 (「個人情報データベース等」に該当) において、当該個人情報データベースを構成する個人情報 <p>(2) 「個人データ」に該当しない例 例えば、データ入力前の紙ベースの取引口座開設申込書や顧客カード等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっていない場合において、その中に含まれる個人情報は該当しない。 〔参照条文等〕保護法第 16 条第 3 項、通則 G L2-6</p>
<p>(4) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) で定める地方独立行政法人を除いたものをいう。</p> <p>ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。</p> <p>また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第 16 条第 4 項、通則 G L2-5</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。</p> <p>なお、法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。</p>	
<p>(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p>[参照条文等] 保護法第2条</p>
<p>(6) 保有個人データ 正会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。</p>	<p>4. 保有個人データ (第6号)</p> <p>(1) 「保有個人データ」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 自社が作成、処理した個人情報データベース等(自社の顧客等のデータベース、又はそれらの書類、帳簿)を構成する個人情報</p> <p>② 企業データ等の外部のデータを正会員内部のデータと組み合わせて作成・保有するデータベースについて、正会員自らが、開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供停止のすべてに応じることができる権限((2)において「開示等権限」という。)を有するときは、「保有個人データ」に該当する。</p> <p>(2) 「保有個人データ」に該当しない例 例えば、正会員が、委託を受けて個人データを取り扱う場合の委託元から取得したデータベース等、正会員自ら開示等権限がないものは該当しない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第16条第4項、通則GL2-7</p>
<p>イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p>	<p>(3) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の具体例(第6号ロ)</p> <p>① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開始審査のために、正会員が当該団体等の個人データを保有している場合</p> <p>② いわゆる不審者、悪質クレマー等からの不当要求行為を防止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有している場合</p> <p>[参照条文等] 保護法第16条第4項、施行令第5条、通則GL2-7</p>
<p>ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼</p>	<p>(4) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p>	<p>が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの」の具体例（第6号ハ） 例えば、要人の行動予定情報 [参照条文等] 保護法第16条第4項、施行令第5条、通則G L2-7</p>
<p>ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p>	<p>(5) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の具体例（第6号ニ） ① 警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等の個人データを保有している場合 ② 犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報 ③ 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報 [参照条文等] 保護法第16条第4項、施行令第5条、第6条、通則G L2-7</p>
<p>(7) 要配慮個人情報 不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要するものとして、特定の記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>5. 要配慮個人情報（第7号） 要配慮個人情報に該当するものの具体例 (1) 人種 (2) 信条 (3) 社会的身分 (4) 病歴 (5) 犯罪の経歴 (6) 犯罪により害を被った事実 (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の施行規則で定める心身の機能の障害があること (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果 (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと (11) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと なお、要配慮個人情報の機微（センシ</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>タイプ) 情報への該当性にも留意する。 [参照条文等] 保護法第2条、通則G L2-3</p>
<p>(8) 機微 (センシティブ) 情報 金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活 (これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。) に関する情報 (本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等 (大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。)、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。) のことをいう。</p>	<p>6. 機微 (センシティブ) 情報 (第8号) 本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微 (センシティブ) 情報には含まれないことに留意する。 [参照条文等] 金融分野G L第5条</p>
<p>(9) 仮名加工情報 個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p>	<p>7. 仮名加工情報 (第9号) (1) 「個人情報の区分」とは以下に掲げる区分であり、それぞれの区分に定める措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られた個人に関する情報が仮名加工情報に該当すると考えられる。 ① 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報 当該情報に含まれる記述等の一部を削除する (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) ② 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報 当該情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) (2) 仮名加工情報を作成する場合は、保護法、施行規則及び仮名加工・匿名加工G Lに従った対応が必要となる。なお、「仮名加工情報を作成する」とは、仮名加工情報として取り扱うために施行規則第31条で定める基準に従い作成することをいう。 [参照条文等] 保護法第2条、施行規則第18条の7、通則G L2-10、仮名加工・匿名加工G L2-1、2-2</p>
<p>(10) 匿名加工情報 個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得ら</p>	<p>8. 匿名加工情報 (第10号) (1) 「個人情報の区分」とは以下に掲げる区分であり、それぞれの区分に定める措置を講じたものが匿名加工情報に該当する</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>れる個人に関する情報であり、当該個人情報データを復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。</p>	<p>と考えられる。</p> <p>① 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除したもの</p> <p>② 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報 「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除したもの ※ 「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものをいう。</p> <p>(2) 匿名加工情報を作成する場合は、保護法、施行規則及び仮名加工・匿名加工GLに従った対応が必要となる。なお、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り扱うために施行規則第34条で定める基準に従い作成することをいう。例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む。）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。 〔参照条文等〕 保護法第2条、施行規則第34条、通則 GL2-12、仮名加工・匿名加工GL3-1</p>
<p>(11) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>9. 個人関連情報 個人関連情報に該当するものの具体例（※）</p> <p>(1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴</p> <p>(2) 特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.com など）に結び</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等</p> <p>(3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴</p> <p>(4) ある個人の位置情報</p> <p>(5) ある個人の興味・関心を示す情報</p> <p>※ 個人情報に該当する場合は、個人情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人情報に該当しないことになる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、通則G L2-8、3-7</p>
<p>(12) 個人関連情報データベース</p> <p>個人関連情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</p>	<p>[参照条文等] 保護法第16条第7項、通則G L2-9</p>
<p>(利用目的の特定)</p> <p>第3条 正会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、正会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。</p> <p>3 正会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。</p> <p>4 正会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第17条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。</p>	<p>1. 利用目的の特定に当たり、あらかじめ第三者に個人情報を提供することを想定している場合には、その旨が明確に分かるよう特定する必要がある。</p> <p>2. 利用目的の特定の例</p> <p>以下の例を参考に、正会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) 事業内容(任意事項)</p> <p>事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。</p> <p>① 金商法第2条第8項第12号イに掲げる業務又は同項第14号に掲げる業務及びこれらに付随する業務(委託者非指図型投資信託の受託会社である信託会社等にあつては、信託業務及びこれに付随する業務)</p> <p>② 金商法第2条第8項第7号に掲げる業務</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>③ 金商法第35条第2項に基づき正会員が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務</p> <p>④ その他正会員が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）</p> <p>(2) 利用目的（必須事項）</p> <p>利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。また、個人番号の利用目的について合わせて記載することが考えられる。その場合、当該利用目的は、その他の個人情報の利用目的とは独立したものであることが、顧客に明確に理解されるよう留意する。</p> <p>① 当社が発行する有価証券の勧誘・販売又はサービスの案内を行うため</p> <p>② 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</p> <p>③ 取引口座の開設等、有価証券又はサービスの申込の受付のため</p> <p>④ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため</p> <p>⑤ お客様に対し、取引結果、残高などの報告を行うため</p> <p>⑥ お客様との取引に関する事務を行うため</p> <p>⑦ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑧ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>⑨ 一般事務受託者として投資法人から投資主に係る個人情報の管理事務の全部又は一部を委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑩ その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>● 個人番号の利用目的</p> <p>前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。</p> <p>※ 個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示する場合は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>は、例えば次のように記載することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人番号の利用目的 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ② 金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務 ※ 個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください。 <p>3. 利用目的変更の範囲 (許容例) 「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」 (認められない例) 「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」 〔参照条文等〕保護法第 17 条、金融分野 G L 第 2 条、番号法金融 G L 1-(1)、通則 G L 3-1-1、3-1-2</p>
<p>(「同意」の形式)</p> <p>第 4 条 正会員は、次条、第13条、第13条の2及び第13条の5（正会員が個人関連情報取扱事業者から同条の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。第15条を除き、以下同じ。）によることとする。</p> <p>なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p>	<p>(1) 「同意」を得る方法の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人から直接個人情報を取得する書面上又は別の書面上に利用目的及び同意文言を記載し、本人の署名（及び捺印）を徴求して同意を得る方法 ② インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示（本人による了解ボタンのクリック、同意する旨のタッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力等）又は同意文言を記載した本人からの電子メールや SMS 等の電気通信回線を用いた交信（以下「電子メール等」という。）の受信、本人による音声入力等による方法 ③ 上記①又は②以外の電話等非対面の場合で、口頭による同意を得るときは、顧客本人の同意の意思表示について社内記録（聴取書等）を作成し、又は録音すること等により事後的に検証可能な体制をとる必要がある。 <p>(2) あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項</p> <p>文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。</p> <p>または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>方法により確認を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 本人が未成年者の場合に親権者の同意が必要なのは、その未成年者が個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断のできる能力を有していない場合であると考えられる。</p> <p>[参照条文等] 通則G L 2-16、金融分野G L 第3条</p>
<p>(利用目的による制限)</p> <p>第5条 正会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。</p>	<p>(1) 正会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「その他正会員が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）」から外れない限り、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第18条、通則G L 3-1-3</p>
<p>2 正会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。</p>	<p>(2) 「合併その他の事由」（第2項）には、合併のほか、事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p>なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。</p> <p>(3) 個人番号は、原則として、本人の同意を得ても、利用目的外に利用してはならないことに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第18条、通則G L 3-1-4、番号法第9条、第30条第2項、番号法金融G L 1-(1)</p>
<p>3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	<p>(4) 個人番号は、第3項各号に掲げる場合に関わらず、次の場合にのみ例外的な取扱いが認められる。</p> <p>① 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合</p> <p>② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>[参照条文等] 保護法第18条、番号法第9条、番号法金融G L 1-(1)</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合</p>	<p>(5) 「法令に基づく場合」(第3項第1号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 国税通則法第74条の2から第74条の6（税務当局が行う質問検査）</p> <p>② 国税通則法第131条（税務当局の行う犯則事件の任意調査）</p> <p>③ 刑事訴訟法第197条（捜査関係事項照会）</p> <p>④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第8条第1項（疑わしい取引の届出等）</p> <p>⑤ 民事訴訟法第223条（文書提出命令）</p> <p>⑥ 刑事訴訟法第218条第1項（令状による差押え・捜索・検証）</p> <p>⑦ 所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）</p> <p>⑧ 地方税法第72条の63（個人の事業税に係る総務省の職員の質問検査権）</p> <p>⑨ 国税徴収法第141条（質問及び検査）</p> <p>⑩ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第10条の6（共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換制度に係る口座情報の報告）</p> <p>⑪ 金商法第56条の2、第210条、第211条（報告の徴取及び検査、質問・検査・領置等、臨検・捜索・差押等）</p> <p>⑫ 金商法第78条第2項、第78条の6及び第78条の7 ※ 金商法等に基づく自主規制機関に対する情報提供 正会員が、金商法等に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の調査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合</p> <p>⑬ 弁護士法第23条の2第2項（弁護士会の照会） 例えば裁判所等へ提出する証拠資料として必要となる場合</p> <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>その場合、例えば弁護士会の照会があった場合の対応として、個人データを提供することの必要性と合理性が認められる範囲であるか判断が困難な場合は、本人の同意を得ることが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 18 条、通則G L3-1-5</p>
<p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>(6) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第3項第2号）</p> <p>「人」には「法人」を含み、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等の違法行為に関する情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報等を収集する場合 ② 反社会的勢力であることが疑われる顧客について警察へ照会する場合 ③ 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合 ④ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合 ⑤ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族への財産開示 <p>[参照条文等] 保護法第 18 条、通則G L3-1-5</p>
<p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 18 条、通則G L3-1-5</p>
<p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>	<p>(7) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第3項第4号）</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合 <p>(注) 「協力する必要がある」か否かについては、正会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうへ提供することが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 警察の任意調査に応じる場合

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>③ 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を警察に提供する場合</p> <p>④ 一般統計調査に回答する場合</p> <p>なお、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>[参照条文] 保護法第18条、金融分野G L 第4条、通則G L 3-1-5</p>
<p>(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p>	<p>(8) 具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。</p> <p>[参照条文] 保護法第16条第8項、第18条、金融分野G L 第4条、通則G L 2-18、2-19、3-1-5)</p>
<p>(機微（センシティブ）情報の取扱い)</p> <p>第6条 正会員は、機微（センシティブ）情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p>	<p>(1) 機微（センシティブ）情報に該当しない情報の例</p> <p>例えば、次のようなものは該当しない。</p> <p>① 新聞、テレビ及び官報等に記載された公知の情報</p> <p>② 相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍（永住権の有無を含む。）」を使用する場合の当該「国籍」情報</p> <p>(2) 機微（センシティブ）情報に係る留意事項</p> <p>① 機微（センシティブ）情報の取得の時期は、正会員において、当該情報を事業の用に供するものとしてファイルに綴じる等により保管した段階である。</p> <p>② 平成17年4月1日以後、犯罪収益移転防止法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地や免許の条件等（条件等の内容が機微（センシティブ）情報に該当するものに限る。）が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地や当該免許の条件等を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。</p> <p>また、運転免許証の裏面、個人番号カードの表面、健康保険被保険証等から、本人確認には必要のない臓器提供の意思等に関する情報（特記欄を含む）は、機微（センシティブ）情報に該当するか否</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>かを問わず、運用・直接募集業務等において必要な情報ではないため、取得しないよう留意する。</p> <p>なお、平成17年4月1日より前に取得した機微（センシティブ）情報については、同日以後は、本条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p> <p>また、平成29年5月30日より前に取得した要配慮個人情報（同日より前に機微（センシティブ）情報であったものを除く。）については、同日以後は、本条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p>
(1) 法令等に基づく場合	<p>(3) 「法令等に基づく場合」の具体例（第1項第1号）</p> <p>法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を確認するため、身体障害者手帳（写）の提出を受けた場合 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団や反社会的団体若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合 ③ 犯罪収益移転防止法第8条第1項に基づく疑わしい取引の届出により、個人情報を提供する場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	<p>(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例（第1項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合 ② 正会員が顧客の適合性確認を実施したとき等に、判断能力が低下している顧客本人に代わって当該顧客の家族等から認知症等の疾病情報を取得する場合 <p>[参照条文等] 保護法第20条第2項第2号</p>
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合	
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合	

個人情報保護に関する指針	解 説
る場合	
(5) 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を取得する場合、保護法第18条第3項第6号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を利用する場合、又は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を第三者提供する場合	(5) 学術研究機関等との間で学術研究目的で必要があるときに機微(センシティブ)情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合が該当する。 〔参照条文等〕金融分野GL第5条
(6) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得、利用、又は第三者提供する場合	
(7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合	(6) 「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」の具体例(第1項第6号) 例えば、相続手続のための戸籍謄本を取得する場合 〔参照条文等〕金融分野GL第5条
(8) 正会員が営む業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用、又は第三者提供する場合	
(9) 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合	(7) 「生体認証情報」は、第2条の解説1の2. 個人識別符号(1)の例示を参考とする。
2 正会員は、機微(センシティブ)情報を、前項に掲げる場合に取得、利用、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。	
3 正会員は、機微(センシティブ)情報を、本条第1項に掲げる場合に取得、利用、又は第三者提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならない。	(8) 例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第20条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得ることに留意する。
4 正会員は、機微(センシティブ)情報を第三者提供するに当たっては、保護法第27条第2項(オプトアウト)の規定を適用しないこととする。	(9) 要配慮個人情報のオプトアウトによる第三者提供は保護法で禁じられているため、要配慮個人情報には該当しない機微(センシティブ)情報についても、オプトアウトによる第三者提供を行わないこととする。
(不適正な利用の禁止) 第6条の2 正会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	(1) 「違法又は不当な行為」とは、保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とは言えないものの、保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。</p> <p>(2) 「おそれ」の有無は、正会員による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における正会員の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、正会員が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該正会員が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。</p> <p>(3) 「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により個人情報を利用している事例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合</p> <p>② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合</p> <p>③ 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合</p> <p>④ 個人情報を提供した場合、提供先において保護法第 27 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合</p> <p>⑤ 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合</p> <p>⑥ 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合</p> <p>[参照条文等] 保護法第19条、通則G L3-2</p>
<p>(適正な個人情報の取得)</p> <p>第7条 正会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、正会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知ったうえで個人情報を取得してはならない。</p>	<p>(1) 「不正の手段」により個人情報を取得している事例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合</p> <p>② 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合</p> <p>③ 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合</p> <p>④ 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合</p> <p>⑤ 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合</p> <p>⑥ 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合</p> <p>(2) 個人番号及び基礎年金番号の取得</p> <p>個人番号及び基礎年金番号は法令によ</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>り規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する（※1）。</p> <p>なお、令和2年5月25日より、個人番号を確認するための通知カードは廃止されているが、経過措置が設けられており、以下の条件を満たす場合に限り、番号法上の本人確認に利用することができる。（「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行による。）</p> <p>① 当該通知カードに係る記載事項に変更がないこと</p> <p>ただし、当該廃止日前に当該通知カードに係る記載事項に変更があった場合に、市町村長（特別区の区長を含む。）から記載事項の変更の措置を受けていなければ、個人情報の保護に関する指針当該経過措置は適用されない。</p> <p>② 本人確認書類を別途受入れるなど、番号法により規定された方法により、通知カードの記載事項が現在のものであることを確認すること。</p> <p>※1. 個人番号以外にも、基礎年金番号や被保険者等記号・番号等（保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。以下同じ。）は、原則として、本人確認の目的であっても告知を求めることが禁止されている点にも留意する。例えば、ホームページや顧客向けリーフレット等において、本人確認書類として健康保険証等の写しの提出を求める場合に「記号・番号が鮮明であることをご確認ください。」等の記載がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求を行っているともみなされるおそれがあるため、行わないようにすること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第20条、通則G L 3-3-1、番号法第15条、第16条、第19条、第20条、番号法金融G L 3-(2)、3-(3)、国民年金法第108条の4、健康保険法第194条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、私立学校教職員共済法第45条、国家公務員共済組合法第112条の2、地方公務員等共済組合法第144条の24の2、防衛省の職員の給与等に関する法律第22条、国税通則法第74条の13の4、番号利用法整備法（平成25年法律第28号）第8条</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>2 正会員は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとする。</p>	<p>(3) 提供元の法令遵守状況の確認の具体的方法 例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることの確認などが考えられる。</p> <p>(4) 「提供を受ける個人情報が適法に取得されたものであること」は、例えば以下のいずれかの方法で確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得の経緯を示す契約書等の書面の点検 ② 適法に取得されている旨の確認書の受入れ ③ 口頭による適法性の確認のうえ、適正な社内記録の保存 <p>なお、提供を受ける個人情報が適法に取得されたものであることを確認できない場合は、その取得を自粛することを含め、慎重な対応を検討することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 通則G L3-3-1、確認記録G L3-1-3</p> <p>(注) EU域内から、個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則。以下「GDPR」という。）45条に基づく充分性認定により移転を受けた個人データ（GDPR第4条第1号に定める「Personal Data」をいう。）については、補完的ルール適用を受けることに留意する。また、英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データについても同様である。</p> <p>[参照条文等] 補完的ルール</p>
<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第8条 正会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、本店その他の営業所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。</p>	<p>(1) 「通知」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ちらし等の文書を直接渡すことによる通知（原則） ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は文書を郵便等で送付することによる通知 <p>(2) 「公表」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自社のホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載 ② 自社の営業所等、顧客が訪れることが

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布 (注) 平成 17 年 4 月 1 日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第 21 条の規定は適用されない。 〔参照条文等〕 通則 G L 2-14、2-15</p>
<p>2 正会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 本人から「契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合」の例(第 2 項) 例えば、次のような場合がある。 ① 本人から、取引口座設定申込書、保管会社への取次ぎの申込書等を受領する場合 ② 本人から本人確認書類又はその写しを受領する場合 ③ 返信用ハガキ、アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合 ④ 自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を取得する場合 (4) 「明示」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。 ① 利用目的を記載した書面で明示する方法 ② ポスター等の掲示により明示する方法 ③ パンフレット又はちらしの配布等により明示する方法 ④ インターネット取引の場合は、顧客入力画面や顧客宛て電子メール等により明示する方法 (5) 「明示」の内容等 ① 「明示」する内容は、取得した個人情報の利用目的である。「明示」は、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的のみを示す方法と、第 3 条により特定した包括的な利用目的の全部又は一部を示す方法のいずれかによるものとする。 ② 本人に対して、取引開始時等に包括的な利用目的を明示している場合で、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的が、取引開始時等に明示された包括的な利用目的の範囲内にあるときは、当該書面による個人情報を取得する都度、あらためて利用目的の明示を行う必要はない。 (6) 本人への通知又は公表が必要となる具体例(取得する前に個別通知する場合を</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>除く)</p> <p>① インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く）</p> <p>② インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く）</p> <p>③ 個人情報の第三者提供を受けた場合 〔参照条文等〕 通則G L3-3-3、3-3-4</p> <p>(7) 個人番号の利用目的の通知・公表・明示</p> <p>① 個人番号の利用目的についても通知・公表・明示を行わなければならない。</p> <p>② 個人番号の利用目的は、個人情報の利用目的に追記して通知・公表・明示することが考えられる。ただし、個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示することも妨げない。</p> <p>③ 個人番号の利用目的を、個人情報の利用目的に追記して通知・公表・明示する場合は、顧客が個人番号の利用目的がその他の個人情報の利用目的とは独立したものであることが明確に理解できるよう留意しなければならない。例えば、次のような記載が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。 <p>④ 個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示する場合は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的は、例えば次のように記載することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人番号の利用目的 <ol style="list-style-type: none"> 1) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 2) 金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務 <p>※ 個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください。</p> <p>⑤ 金融商品仲介業者に個人番号の収集を委託する場合、金融商品仲介業者が</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	顧客に明示すべき利用目的は、当該金融商品仲介業者自身の利用目的ではなく、委託元正会員が定める利用目的であることに留意する。
3 正会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。	〔参照条文等〕 保護法第21条第3項、通則GL3-1-2
4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。 (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合	(8) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」の具体例(第4項第1号) 例えば、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等についての情報や疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供が逆恨みを買うおそれがある場合 〔参照条文等〕 保護法第21条第4項、通則GL3-3-5、金融分野GL第6条
(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該正会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合	(9) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該正会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」の具体例(第4項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。 ① 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになる事により、情報提供を受けた正会員に害が及ぶ場合 ② 通知又は公表される利用目的により、正会員が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになり健全な競争を害する場合 〔参照条文等〕 保護法第21条第4項、通則GL3-3-5、金融分野GL第6条
(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	(10) 「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第4項第3号) 例えば、捜査機関から捜査への協力に必要な被疑者の個人情報の提供を受ける場合

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第 21 条第 4 項、通則 G L3-3-5</p> <p>(11)「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第 4 項第 4 号） 例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電話等での資料請求に対し、請求者が提供した住所、氏名に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合 ② 法人との取引により、法人の代表者、担当の役職員の個人名等を取得し、当該個人情報を当該取引にのみ利用する場合 ③ 今後連絡を取り合うための名刺交換により、個人情報を取得する場合 なお、ダイレクトメールの送付や勧誘行為を行う場合は、名刺交換時又はダイレクトメールの送付前にその旨を確認することにより利用目的を明示したこととなると考えられる。 ④ 非通知でない着信電話に同じ用件で電話を掛け直す場合 <p>〔参照条文等〕保護法第21条第 4 項、通則 G L3-2-5</p>
<p>(データ内容の正確性の確保等)</p> <p>第 9 条 正会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。</p> <p>また、正会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。</p>	<p>(1)「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例 顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結時交付書面・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続について周知する。 ② 定期的に顧客カード等の情報を顧客本人に通知し、内容の確認を求める。 <p>※ 個人番号については、利用目的の範囲を超えて利用することができないことから、支払調書等以外の書類等に番号を記載してはならないことに留意を要する。</p> <p>(2)「保存期間」について 保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。</p> <p>※ 個人番号は番号法に明記された事務を行う必要に限り保管・保存することができるものであるため、所管法令にて定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに消去・廃棄しなければならないことに留意を要する。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	〔参照条文等〕 保護法第22条、通則GL3-4-1、金融分野GL第7条、番号法第20条、番号法金融GL3-(3)
<p>(安全管理措置)</p> <p>第10条 正会員は、その取り扱う個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人情報の取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人情報の取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。以下同じ。）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 組織的安全管理措置 個人データの安全管理措置について役員（正会員の組織内にあって、直接又は間接に正会員の指揮監督を受けて正会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、正会員との間の雇用関係がない者（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役又は派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の正会員の体制整備及び実施措置をいう。</p> <p>(2) 人的安全管理措置 役員との個人データの非開示契約等の締結及び役員に対する教育・訓練等を実施し、個人情報の安全管理が図られるよう役員を監督することをいう。</p> <p>(3) 物理的安全管理措置 個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並</p>	<p>(1) 正会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、金融分野GL及び金融分野実務指針を踏まえ、正会員の規模、業務の内容等に応じて適切な措置等を講じるものとする。</p> <p>(2) リスクに応じたものとする具体例 例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、正会員において全く加工をしていないもの（名簿にラインマーカーや付箋をつけることは加工に当たらない）については、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、正会員の安全管理措置の義務違反にはならない。</p> <p>(3) その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置 保護法第23条における「その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、正会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該正会員が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれることに留意する。</p> <p>〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL3-4-2、金融分野GL第8条、金融分野実務指針、番号法第12条)</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人情報の安全管理に関する物理的な措置をいう。</p> <p>(4) 技術的安全管理措置 個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人情報の安全管理に関する技術的な措置をいう。</p> <p>(5) 外的環境の把握 外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握することをいう。</p>	
<p>3 正会員は、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 正会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) 規程等の整備 イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備 ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備 ハ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備 ニ 外部委託に係る規程の整備</p> <p>(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程 イ 取得・入力段階における取扱規程 ロ 利用・加工段階における取扱規程 ハ 保管・保存段階における取扱規程 ニ 移送・送信段階における取扱規程 ホ 消去・廃棄段階における取扱規程 ヘ 漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）への対応の段階における取扱規程</p> <p>5 正会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) 組織的安全管理措置 イ 個人データの管理責任者等（個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者、個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者）の設置 ロ 就業規則等における安全管理措置の</p>	<p>(4) 個人データの取扱状況を確認できる手段の具体例</p> <p>① 個人データについては、次に掲げる事項を含む台帳整備が求められている。 イ. 取得項目、ロ. 利用目的、ハ. 保管場所・保管方法・保管期限、ニ. 管理部署、ホ. アクセス権限の状況</p> <p>② 一方、特定個人情報ファイルについては、次に掲げる事項を例とする台帳（特定個人情報は記載しない）整備が求められている。 イ. 特定個人情報ファイルの種類、名称、ロ. 責任者、取扱部署、ハ. 利用目的、ニ. 削除・廃棄状況、ホ. アクセス権を有する者</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ハ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用 ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備 ホ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施 ヘ 漏えい等事案に対応する体制の整備 <p>(2) 人的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 役職員との個人データの非開示契約等の締結 ロ 役職員の役割・責任等の明確化 ハ 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練 ニ 役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認 <p>(3) 物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 個人データの取扱区域等の管理 ロ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ハ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ニ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄 <p>(4) 技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 個人データの利用者の識別及び認証 ロ 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御 ハ 個人データへのアクセス権限の管理 ニ 個人データの漏えい等防止策 ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析 ヘ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析 ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査 	<p>(5) 金融分野GLにおいて求められる「物理的安全管理措置」について、番号法金融GLにおいても「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。</p> <p>具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。</p> <p>① 特定個人情報等を取り扱う区域の管理の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定個人情報ファイルを保存するコンピュータシステム等の設置場所、又は特定個人情報ファイルを外部記憶媒体に書き出して持ち出すことが可能な区域は、管理区域として、入退出管理の実施や持ち込む機器の制限、必要に

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>応じた監視カメラの設置等を行うことが考えられる。</p> <p>ロ 上記以外に特定個人情報等の取得、コンピュータシステムへの入力、書類の一時保存等を行う場所は取扱区域として、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等が考えられる。</p> <p>② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止の具体例 特定個人情報ファイルを取り扱う区域における機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、電子媒体又は書類等の施錠できるキャビネット・書庫等への保管、機器のセキュリティワイヤー等による固定を行う。</p> <p>③ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止具体例 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等による容易に個人番号が判明しない措置の実施や、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。</p> <p>④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄の具体例 所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄するとともに、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。特に、下記⑤により、個人番号を取得した場合には、速やかに削除又は廃棄しなければならないことに留意する。</p> <p>⑤ 令和2年4月以降の税務調査への対応の具体例 ・ 令和2年4月以降、個人番号を利用した税務調査として、国税当局が臨店調査により、個人番号が記載された照会文書等を提示することとなるが、当該照会文書等（そのコピー等を含む。）の受領等の対応は、支店長等の個人番号関係事務取扱管理者又は個人番号関係事務取扱担当者が行う。また、個人番号関係事務取扱管理者又は個人番号関係事務取扱担当者は、当該照会文書等を各社における特定の管理区域に回送し、当該管理区域において、自社の</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>顧客情報との照合や国税当局に対する回答等に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域において、臨店調査を受けた支店からの回送又は国税当局からの郵送により受領した照会文書等に、個人番号が記載されている場合は、利用目的の達成後速やかに、既存顧客のものであるかどうかを問わず、当該個人番号を削除又は廃棄しなければならない。 <p>[参照条文等] 保護法第23条、通則G L 3-4-2、金融分野G L 第8条、金融分野実務指針</p>
<p>(役職員の監督)</p> <p>第11条 正会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。</p> <p>(1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該正会員の営む業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること</p> <p>(2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと</p> <p>(3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること</p>	<p>(1) 本条における役職員の定義については、本指針第10条第2項第1号参照</p> <p>(2) 役職員に対して必要かつ適切な監督を行っていないものの具体例</p> <p>① 役職員が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合</p> <p>② 自社の内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体を繰り返し持ち出されていたにも関わらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合</p> <p>[参照条文等] 保護法第24条、通則G L 3-4-3、金融分野G L 第9条、金融分野実務指針、番号法第12条</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、正会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなら</p>	<p>(1) 委託先には外国の委託先も含まれる。</p> <p>(2) 個人番号関係事務を委託する場合は、委託者と同等の管理を求めなければならないことに留意を要する。</p> <p>(3) 再委託以降の場合も同等の管理を求めるとともに適切に監督することが必要となる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第25条、金融分野G L</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>ない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。</p> <p>(1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。</p> <p>なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。））を利用する方法を含む。以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。</p> <p>(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。</p> <p>なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続き</p>	<p>第10条、金融分野実務指針、番号法第11条、番号法金融G L2-(1)</p> <p>(4) 個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。</p> <p>また、個人番号関係事務を受託していた者が、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合は、当該再委託を受けた者も含め、番号法違反となるおそれがあることに留意を要する。</p> <p>〔参照条文等〕番号法第10条、番号法金融G L2-(1)</p> <p>(5) 委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない具体例</p> <p>① 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者へ委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>② 個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>③ 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>④ 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>〔参照条文等〕保護法第25条、通則G L3-4-4</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>を求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</p>	
<p>(第三者提供の制限) 第13条 正会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする正会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第13条の2から第13条の6を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。</p>	<p>(1) 個人データを提供する場合の留意事項 正会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。</p> <p>① 法令に基づく場合等の適用除外の場合（第1項第1号から第5号）</p> <p>② オプトアウトによる場合（第2項） ※機微（センシティブ）情報（本指針第2条第1項第8号で規定されているもの）、不正取得された個人データをオプトアウトにより提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することは認められていないことに留意する。</p> <p>③ 委託の場合（第4項第1号）</p> <p>④ 合併等の事業承継の場合（第4項第2号）</p> <p>⑤ 共同利用の場合（第4項第3号） 第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データの提供先の第三者、提供先の第三者における利用目的及び第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得ることとする。本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が特定できない場合には、当該事項に代わる本人に参考となるべき情報（例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報）を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。</p> <p>(2) 特定個人情報の第三者提供 特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。正会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第1号～第5号に関わらず、支払調書等に個人番号を記載し</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>て税務署長に提出する場合等に限られる。</p> <p>また、個人番号には共同利用という考え方はなく、第三者提供となることに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、番号法第 15 条、第 19 条、第 30 条第 2 項、金融分野 G L 第 12 条、番号法金融 G L 3-(2)</p>
(1) 法令に基づく場合	<p>(3) 「法令に基づく場合」の具体例（第 1 項第 1 号）</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国税通則法第 74 条の 2 から第 74 条の 6（税務当局が行う質問検査） ② 国税通則法第 131 条（税務当局の行う犯罪事件の任意調査） ③ 刑事訴訟法第 197 条（捜査関係事項照会） ④ 犯罪収益移転防止法第 8 条第 1 項（疑わしい取引の届出等） ⑤ 民事訴訟法第 223 条（文書提出命令） ⑥ 刑事訴訟法第 218 条第 1 項（令状による差押え・捜索・検証） ⑦ 所得税法第 225 条（支払調書及び支払通知書） ⑧ 地方税法第 72 条の 63（個人の事業税に係る総務省の職員の質問検査権） ⑨ 国税徴収法第 141 条（質問及び検査） ⑩ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6（共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換制度に係る口座情報の報告） ⑪ 金商法第 56 条の 2、第 210 条、第 211 条（報告の徴取及び検査、質問・検査・領置等、臨検・捜索・差押等） ⑫ 金商法第 78 条第 2 項、第 78 条の 6 及び第 78 条の 7 <ul style="list-style-type: none"> ※ 金商法等に基づく自主規制機関等に対する情報提供 正会員が、金商法等に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の調査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合 ⑬ 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項（弁護士会の照会） <p>例えば裁判所等へ提出する証拠資料として必要となる場合</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じることができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>その場合、例えば弁護士会の照会があった場合の対応として、個人データを提供することの必要性と合理性が認められる範囲であるか判断が困難な場合は、本人の同意を得ることが望ましい。</p> <p>〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L3-6-1</p>
<p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>(4) 「人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第1項第2号）</p> <p>「人」には「法人」を含み、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等の違法行為に関する情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報等を提供する場合 ② 反社会的勢力であることが疑われる顧客について警察へ照会する場合 ③ 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合 ④ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合 ⑤ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族へ財産開示する場合 <p>〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L3-6-1</p>
<p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L3-6-1</p>
<p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>	<p>(5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第1項第4号）</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>(注)「協力する必要がある」か否かについては、正会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうへ提供することが望ましい。</p> <p>② 警察の任意調査に応じる場合 ③ 一般統計調査に回答する場合</p> <p>なお、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。 〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L3-6-1</p>
<p>(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第27条、通則G L3-6-1</p>
<p>2 正会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>また、正会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>なお、機微（センシティブ）情報や偽りその他不正の手段により取得された個人データをオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データ（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をオプトアウトにより再提供することはできない。</p>	<p>(6)「通知」の方法の具体例（第2項） 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知（原則） ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>(7)「本人が容易に知り得る状態」について（第2項） 「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易に知り得ることができる状態をいう。このため、正会員は、その業務の態様に応じて、例えば、次のような方法により継続的な公表を行う必要がある。</p> <p>① 店舗の窓口等での常時掲示・備付け ② パンフレット・リーフレットの継続的な配布 ③ ホームページへの常時掲載</p> <p>(注) 複数の手段を用意することが望ましい。</p> <p>(8) 特定個人情報の第三者提供 特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。正会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第2項の規定に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合等に限られる。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、番号法第 19 条、通則G L 2-14、3-6-2、番号法金融 GL 3-(2)
(1) 正会員の名称、住所及び代表者の氏名	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(2) 第三者への提供を利用目的とすること	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(3) 第三者に提供される個人データの項目	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法	(9) 取得元（取得源）と取得の方法の具体例（第 2 項第 4 号） 例えば、次のようなものが該当する。 ① 新聞・雑誌・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得 ② 官公庁による公開情報からの取得 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(5) 第三者への提供の手段又は方法	(10) 「第三者への提供の方法」の具体例（第 2 項第 3 号） 例えば、次のようなものが該当する。 ① 書籍（電子書籍を含む。）として出版 ② インターネットに掲載 ③ プリントアウトして交付 ④ 各種通信手段による配信 ⑤ その他外部記録媒体の形式での交付 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(7) 本人の求めを受け付ける方法	(11) 「本人の求めを受け付ける方法」の具体例（第 2 項第 5 号） ① 郵送 ② メール送信 ③ ホームページ上の指定フォームへの入力 ④ 営業所の窓口での受付 ⑤ 電話 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-2
(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法	〔参照条文等〕 施行規則 11 条、通則G L 3-6-2
(9) 当該届出に係る個人データの更新の第三者への提供を開始する予定日	(12) 新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入する。 〔参照条文等〕 施行規則第 11 条、通則G L 3-6-2

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>3 正会員は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p> <p>なお、正会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。</p>	<p>(13) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第3項） 上記（6）及び（7）と同様の方法 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 2-14、3-6-2</p>
<p>4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p>	<p>〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-3</p>
<p>(1) 正会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p>	<p>(14) 「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」の具体例（第4項第1号）</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>① 顧客データを提供し、入力作業を委託するケース ② 顧客データを提供し、書類の発送を委託するケース ③ 事務処理のアウトソース ④ 顧客データ保管・廃棄のアウトソース</p> <p>(注) 委託先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。</p> <p>(注) 正会員は、第12条により、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないことに留意する。</p> <p>〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-6-3</p>
	<p>(15) 金融商品仲介業務</p> <p>正会員と金融商品仲介業者との間の金融商品仲介業務に関して取得した個人データの授受については、「本人の同意を得る方法」、「委託の場合」又は「共同利用の場合」と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。</p> <p>個人番号については、「本人の同意を得る方法」、及び「共同利用の場合」と整理することはできず、「委託の場合」と整理</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>し（金融商品仲介業務も委託の一形態と考えられます）、第三者提供となることに留意が必要である。</p> <p>なお、金融商品仲介業者が、個人番号を利用しない場合であっても、顧客から個人番号が記載された書類（封緘されていても「個人番号関係書類在中」の表記があるなど個人番号が記載された書類が入っていることが明らかな封書等を含む。）を預かり、委託元正会員に移送する業務を行う場合は、番号法の委託に該当することに留意する。</p>
<p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。）</p>	<p>(16) 「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例（第4項第2号）</p> <p>合併のほか、事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p>なお、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手方へ提供する場合も、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第27条、通則G L3-6-3</p>
<p>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>(17) 「共同利用」の具体例（第4項第3号）</p> <p>① グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合</p> <p>② 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合</p> <p>なお、共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はない。</p> <p>ただし、共同利用については、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に留意すること。以下同じ。</p> <p>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第17条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第27条、通則G L3-6-3 (18)「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第4項第3号)</p> <p>上記(6)及び(7)と同様の方法</p> <p>[参照条文等] 保護法第27条、通則G L2-14、3-6-2</p> <p>(19) 個人番号については、共同利用という考え方はなく第三者提供に該当し、法令で認められた場合に限られることに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 番号法第30条第2項、番号法金融G L3-(2)</p>
<p>5 正会員が前項第3号の規定により行う通知については、原則として書面によることとする。正会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p>	<p>(20) 共同利用者の範囲について(第5項)</p> <p>① 共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。</p> <p>② 上記①の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。</p> <p>(21) 正会員が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、前項の情報のほか、例えば、次に係る事項についてもあらかじめ取り決めておくことが望ましい。</p> <p>① 共同利用者の要件(グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み)</p> <p>② 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先</p> <p>③ 共同利用する個人データの取扱いに関する事項</p> <p>イ 個人データの漏えい等防止に関する事項</p> <p>ロ 目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止</p> <p>ハ 共同利用終了後のデータの返還、消</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>去、廃棄に関する事項</p> <p>④ 共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置</p> <p>⑤ 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</p> <p>⑥ 共同利用を終了する際の手続</p> <p>〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L 3-6-3</p>
<p>6 正会員は、第 4 項第 3 号に規定する管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該管理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>	<p>(22)「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第 6 項） 上記（6）及び（7）と同様の方法 〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L 2-14、3-6-2</p> <p>(23)「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができる。 〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L 3-6-3</p> <p>(24)「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則認められていないが、例えば次に掲げる場合には、変更したうえで、共同利用ができる。</p> <p>① 共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合</p> <p>② 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目に変更がない場合</p> <p>③ 共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合。 ただし、共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提であることに留意する。 〔参照条文等〕保護法第 27 条、通則G L 3-6-3</p>
<p>（外国にある第三者への提供の制限） 第13条の2 正会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下、この条、次条及び第13条の5第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこ</p>	<p>個人データの第三者への提供に関しては、保護法第28条により「外国」から除かれる場合、又は（2）若しくは（3）により「第三者」に該当しない場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該同意が必要となる。</p> <p>外国にある第三者への提供となる場合は、保護法第27条第1項各号に該当しない限り、</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>ととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この項から第4項まで及び第13条の5第1項第2号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は適用しない。</p>	<p>外国にある第三者への提供についての本人の同意が必要となることに注意のこと。すなわち、委託、事業承継又は共同利用（保護法第27条第5項各号に掲げる場合）であっても、国内にある第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。</p> <p>（1）「外国」から除かれる「国」について 保護法第28条に定める個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として、施行規則第15条に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定められた国（※）が該当する。 ※ 次に掲げる欧州経済領域協定に規定された国及び英国 ※ 欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに対応することが求められる。 アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク</p> <p>（2）「第三者」の考え方について 一般に「第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者のことである。 【具体例】 ① 個人データを提供する者及び提供を受ける者双方が法人の場合、両者の法人格が同一であれば、「第三者」に該当しない。 ・ 日本企業が、外国の法人格を取得している当該企業の現地子会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当する。 ・ 外資系企業の日本法人が外国にある親会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当する。 ・ 日本企業が、当該企業の現地の営業所、支店など同一法人格内で個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当しない。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>② 個人データの提供先が外国法人であっても、当該外国法人が日本国内に営業所を設置している場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、「外国にある第三者」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当しない。 <p>(3) 「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして定められる基準に適合する体制を整備している者」として、「第三者」から除かれる者について</p> <p>個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者については、本条に定める本人の同意は不要となる。</p> <p>以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備している者と認められる。</p> <p>① 正会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>【「保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】</p> <p>保護法第17条から第40条まで（ただし、保護法第20条第2項、第27条第2項及び第3項、第29条、第30条、第31条、第33条第5項、第32条及び第36条から第38条までのうち第三者提供記録の開示に関連する手続等、第39条は除く。）</p> <p>【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例（参考）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECDプライバシーガイドライン ・ APEC プライバシーフレームワーク <p>【「適切かつ合理的な方法」について】</p> <p>「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、わが国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、次の事例が該当する。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国にある事業者が個人データの取扱いを委託する場合には、提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等 ・ 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合には、提供元及び提供先に適用される内規、プライバシーポリシー等 <p>② 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p> <p>【「国際的な枠組み」に基づく認証制度の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A P E C越境プライバシールール（C B P R）システム <p>なお、提供元の正会員がC B P Rの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該正会員に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該正会員がC B P Rの取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 28 条、施行規則第 15 条、第 16 条、通則G L3-6-4、外国G L</p>
<p>2 正会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる情報の提供ができない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</p> <p>(1) 当該外国の名称</p> <p>(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>(4) 個人データの提供先の第三者</p> <p>(5) 提供先の第三者における利用目的</p> <p>(6) 第三者に提供される個人データの項目</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、正会員は、第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる情報の提供は、当該情報の提供が可能である場合に限る。</p> <p>(1) 特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）</p>	<p>(4) 適用関係</p> <p>第 2 項及び第 3 項の規定は、正会員が令和 4 年 4 月 1 日以後に本人の同意を得る場合について適用される。</p> <p>(5) 外国にある第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、左記の情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。なお、同意を得ようとする時点において、「4 個人データの提供先の第三者」が特定できない場合には、本人に参考となるべき情報（例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報）を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</p> <p>(6) 情報提供の方法の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 ・ 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 ・ 必要な情報を本人に口頭で説明する方法 ・ 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法 <p>(7) 適切かつ合理的な方法」の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供先の外国にある第三者に対し

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報</p> <p>4 正会員は前項に規定する場合において、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できたときには、本人の求めに応じて第2項第1号及び第2号に掲げる事項について情報を提供することとし、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報保護のための措置についての情報提供が可能となったときには、本人の求めに応じて、同項3号に掲げる事項について、情報を当該情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨の同意を得る際の書面における記載を通じて本人に認識させるとともに、第23条に定める「個人情報保護宣言」に記載の上、インターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、情報提供することにより正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</p>	<p>て照会する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法 <p>(8) 「当該外国における個人情報保護に関する制度に関する情報」について</p> <p>提供先の第三者が所在する外国における個人情報保護に関する制度と我が国の保護法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない、具体的には次の観点を踏まえる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該外国における個人情報保護に関する制度の有無 (※1) ② 当該外国の個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 (※2) ③ OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在 (※3) ④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在 (※4) <p>(※1) 提供先の第三者が所在する外国において、個人情報保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。</p> <p>(※2) 当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に情報提供することが望ましい。</p> <p>【「当該外国の個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報」の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該第三者が所在する外国がGDPR第45条に基づく十分性認定の取得国であること 当該第三者が所在する外国がAPECのCBPRシステムの加盟国であること <p>(※3) OECDプライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護措置の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>則の8原則を基本原則として定めている。なお、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。</p> <p>(※4) 提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。</p> <p>【④の「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度 (※) ・ 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 (※) 例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(2022年)を参照し、当該制度の該当性を判断することが考えられる。 <p>(9) 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」について 当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護に関する措置と我が国の保護法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報でなければならない。具体的には、提供先の外国にある第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。)を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。なお、提供先の外国にある第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じているときは、その旨を本人に情報提供すれば足りる。また、事後的に当該情報についての情報提供が可</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供することが望ましい。</p> <p>(10) 「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」とは、例えば、外国証券取引口座を開設する顧客について、どの外国当局・保管機関等から当該顧客の個人データの提供要請を受けるかを予め特定することができないことから、正会員が「外国証券取引口座約款」（参考様式）において、口座開設時点で外国にある第三者への提供の同意を予め包括的に得ている場合が該当する。</p> <p>(11) 「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」とは、例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報が該当する。 (10) の場合には、例えば、自社が取り扱う外国証券の発行国等を記載する。</p> <p>(12) 「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合」には、本人の求めに応じて第2項第1号から3号までに掲げる情報を本人に提供する。また、事後的に特定できた外国の名称をインターネットのホームページへの掲載等により、公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。</p> <p>(13) 情報提供により正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の具体例については、外国G L 6-2-2（提供すべき情報）を参照する。</p> <p>〔参照条文等〕 保護法第28条、施行規則第17条、通則G L 3-6-4、外国G L、金融分野G L 第13条</p>
<p>5 正会員は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。）に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。</p> <p>6 正会員は前項の規定により、第三者に個</p>	<p>(14) 適用関係</p> <p>第5項の規定は、正会員が令和4年4月1日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用される。</p> <p>(15) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること</p> <p>(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること</p> <p>7 正会員は、第5項の規定により第三者に個人データを提供した場合、本人の求めを受けたときは、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を、第23条に定める「個人情報保護宣言」に記載の上、インターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、情報提供することにより当該正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</p> <p>(1) 外国にある第三者が第1項に規定する体制を整備する方法</p> <p>(2) 外国にある第三者が実施する相当措置の概要</p> <p>(3) 外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度</p> <p>(4) 当該外国の名称</p> <p>(5) 外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</p> <p>(6) 外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</p> <p>(7) 外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の正会員が講ずる措置の概要</p>	<p>府による広範な情報収集が可能となる制度（※）</p> <p>（※）例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参照し、当該制度の該当性を判断することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 <p>(16) 「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。また、相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法により確認する。</p> <p>(17) 正会員は、第三者に個人データを提供した場合、提供先の第三者が所在する外国の名称をインターネットのホームページへの掲載等により、公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。</p> <p>〔参照条文等〕 保護法第28条、施行規則第18条、通則G L 3-6-4、外国G L、金融分野G L 第13条</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第13条の3 正会員は、第三者(保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。本条から第13条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</p> <p>(6) 正会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>(7) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>(8) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任</p>	<p>(1) 本条において「第三者」からは、次に該当する者は除かれる。</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人等</p> <p>④ 地方独立行政法人</p> <p>(2) 保護法第27条第2項の規定により、オプトアウトによって、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 当該個人データを提供した年月日</p> <p>② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)</p> <p>③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>④ 当該個人データの項目</p> <p>(3) 保護法第27条第1項又は第28条第1項の規定により、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること(都度本人の同意を得る場合 ※第三者が国内にあつても外国にあつても同じ)。</p> <p>① 保護法第27条第1項又は第28条第1項の本人の同意を得ている旨</p> <p>② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)</p> <p>③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>④ 当該個人データの項目</p> <p>(4) 第三者に個人データを提供した場合には文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</p> <p>(5) 実質的に「提供者」による提供ではないものには記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 本人による提供 SNS等により投稿者本人が入力した内容</p> <p>② 本人に代わって提供</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>イ 顧客から電話で取引内容の照会を受けたため、担当者の氏名、連絡先等を案内する場合</p> <p>ロ 親子兄弟会社間での協働事業における顧客紹介の場合で、当該顧客から口座開設や注文発注などの申込み事実があり、かつ、当該申込に際して当該顧客から親子兄弟会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合</p> <p>ハ 顧客から知人の紹介として個人データの提供を受ける場合</p> <p>(6) 実質的に「受領者」に対する提供ではないものには記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合</p> <p>例えば、金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況を説明する場合をいう。</p> <p>② 提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合</p> <p>(7) 「提供」行為の考え方について</p> <p>不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。</p> <p>例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報等が該当する。ただし、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報等を除く。</p> <p>また、個人データを公開に供する行為は、提供者として記録の作成が必要となる。</p> <p>※ いわゆる公開情報であっても、「個人情報」に該当するため、確認・記録義務以外の規定は適用されることに留意すること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 29 条、施行規則第 19 条、第 20 条、確認記録 G L</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第13条の4 正会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第30条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p> <p>(6) 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該学術研究機関等と正会員が共同して学術研究を行う場合に限る。）</p> <p>(7) 正会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合</p> <p>(8) 合併その他の事由による事業の承継に伴つて個人データが提供される場合</p> <p>(9) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される</p>	<p>(1) 本条における「第三者」の考え方は、第13条の3の考え方に同じ。</p> <p>(2) 「当該第三者による個人データの取得の経緯」の考え方について</p> <p>提供を受けようとする個人データが適法に入手されたものではないと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する趣旨で、取得の経緯に係る確認が求められており、例えば、次に掲げる内容の確認をいう。</p> <p>① 取得先の別</p> <p>（顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等）</p> <p>② 取得行為の態様</p> <p>（本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等）</p> <p>なお、親子兄弟会社間において顧客より受け入れた「情報共有同意書」は、取得の経緯が通常分かるものであることから利用することは可能である。</p> <p>(3) 第三者から個人データの提供を受けた場合は、次の項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人データの第三者提供を受けた場合</p> <p>イ 当該個人データの提供を受けた年月日</p> <p>ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>ハ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>ニ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ホ 当該個人データの項目</p> <p>ヘ 個人情報保護委員会により公表されている旨</p> <p>② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により個人データの第三者提供を受けた場合</p> <p>イ 保護法第27条第1項又は第28条第1項の本人の同意を得ている旨</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>ハ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>ニ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ホ 当該個人データの項目</p> <p>③ 個人関連情報取扱事業者から保護法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合</p> <p>イ 保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われている旨</p> <p>ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ニ 当該個人関連情報の項目</p> <p>④ 私人などから個人データの第三者提供を受けた場合</p> <p>イ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>ロ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ニ 当該個人データの項目</p> <p>※ なお、個人データ提供者が個人情報取扱事業者である場合は、当該事業者の社内規則や顧客向け約款等で適正に個人情報を取得することが規定されていることが確認できれば、個別の取得経緯まで確認することは求められない。</p> <p>(4) 第三者から個人データの提供を受ける</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>に際し確認した上記（３）の内容について、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</p> <p>（５）実質的に「提供者」による提供ではないものには確認・記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 本人による提供 SNS等により投稿者本人が入力した内容</p> <p>② 本人に代わって提供 イ 顧客から電話で取引内容の照会を受けたため、担当者の氏名、連絡先等を案内する場合 ロ 親子兄弟会社間での協働事業における顧客紹介の場合で、当該顧客から口座開設や注文発注などの申込み事実があり、かつ、当該申込に際して当該顧客から親子兄弟会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合 ハ 顧客から知人の紹介として個人データの提供を受ける場合</p> <p>（６）実質的に「受領者」に対する提供ではないものとは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>① 本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合 例えば、金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況を説明する場合をいう。</p> <p>② 提供者が、最終的に本人提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合</p> <p>（７）「提供を受ける」行為の考え方について 確認・記録義務は、受領者にとって「第三者から個人データの提供を受ける」行為がある場合に適用されるため、単に閲覧する行為については、「提供を受ける」行為があるとはいえず、確認・記録義務は適用されない。 なお、提供者たる個人情報取扱事業者が、個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為は、提供行為に該当する。 また、口頭、FAX、電子メール等、電話などで、受領者の意思と関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、確認・記録義務は適用</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>されない。</p> <p>(8) 受領者に確認・記録義務が適用されない場合の考え方について 提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとって、「個人データ」又は、そもそも「個人情報」に該当しない情報を受領した場合、確認・記録義務は適用されない。 例えば、次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受けた場合</p> <p>② 提供者が管理しているID番号のみが付されたデータの提供を受けた場合 〔参照条文等〕保護法第30条、第31条、施行規則第22条、第23条、第24条、通則GL 3-7-5、3-7-6、確認記録GL</p>
<p>(個人関連情報の第三者提供の制限)</p> <p>第13条の5 正会員は、第三者が個人関連情報（第2条第11号に掲げる個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) 当該第三者が正会員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること</p> <p>(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること</p> <p>2 正会員は個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）には、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。</p> <p>(1) 対象となる個人関連情報の項目</p> <p>(2) 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的</p>	<p>(1) 「個人データとして取得する」について</p> <p>「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。</p> <p>提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。</p> <p>(2) 「想定される」について</p> <p>「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。</p> <p>【現に想定している場合に該当する例】</p> <p>① 提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合</p> <p>② 提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>3 第13条の2第6項の規定は、第1項の規定により正会員が個人関連情報を提供する場合について準用する。</p> <p>4 前条の記録義務の規定は、第1項の規定により正会員が確認する場合について準用する。</p>	<p>報を受領した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合</p> <p>【通常想定できる場合に該当する例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いるID等も併せて提供する場合 <p>※ ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。</p> <p>(3) 「本人の同意」について</p> <p>同意取得の方法としては、正会員が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たって、本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、左記情報を本人に認識させた上で同意を得ることとする。なお、正会員は、個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得した場合には、保護法第21条に従い、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないとされていることに留意する。</p> <p>また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。</p> <p>(4) 本人の同意等の確認の方法について</p> <p>本人から同意を得る主体は、原則として本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。</p> <p>【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法 ② 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>方法</p> <p>【その他の適切な方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法</p> <p>② 提供元の個人情報取扱事業者において同意取得を代行して、当該同意を自ら確認する方法</p> <p>(5) 個人情報提供先の提供先が外国にある第三者である場合について 本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の情報が当該本人に提供されていることを確認（※1）しなければならない。</p> <p>① 当該外国の名称</p> <p>② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の①から③までの情報が提供されていることを確認する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合 ・ 当該第三者が個人情報取扱事業者として講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合（※2） <p>※1 本人から同意を得る主体は、原則として本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となり、正会員は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。</p> <p>【書面の提示を受ける方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法</p> <p>② 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で保護法第31条第1項第2</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法</p> <p>③ 提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法</p> <p>【その他の適切な方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法</p> <p>② 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行している場合において、同意取得に当たって必要な情報が提供されていることを自ら確認する方法</p> <p>※2 第3項の準用規定があるため、第13条の2第6項の措置を講じる必要がある点に留意する。</p> <p>(6) 正会員が確認を行った場合は、次の項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨</p> <p>② 個人関連情報を提供した年月日</p> <p>③ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）の氏名</p> <p>④ 当該個人関連情報の項目</p> <p>(7) 確認した上記(6)の内容について、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第16条、第31条、施行規則第26条、第27条、第28条、通則G L 3-7、金融分野G L 第14条</p>
<p>(第三者提供時の記録に係る保存期間)</p> <p>第13条の6 第13条の3、第13条の4及び第13条の5に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>(1) 個人データ又は個人情報関連の第三者提供があつた場合には、次に掲げる場合に従い、作成した記録を保存すること。</p> <p>① 施行規則第19第3項又は施行規則第23条第3項若しくは施行規則第27条第3項に定める方法により記録を作成する場合</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>には、最後に当該記録に係る個人データ又は個人関連情報の提供があった日から起算して1年を経過する日まで</p> <p>② 施行規則第19条第2項ただし書又は施行規則第23条第2項ただし書若しくは施行規則第27条第2項ただし書に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データ又は個人関連情報の提供があった日から起算して3年を経過する日まで</p> <p>※ なお、複数人の個人データ又は個人関連情報の提供がある場合、個人ごとではなく一括して作成することもできる。この場合、保存期間は各個人ごとに計算する。</p> <p>③ ①②以外の場合は、3年</p> <p>(2) 個人データ又は個人関連情報の提供にあたり、伝送日時、伝送先等のログを、本項における記録の一部として利用することは可能である。</p> <p>[参照条文等] 保護法第29条、第30条、第31条、施行規則第21条、第25条、第29条</p>
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第14条 正会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。</p>	<p>(1) 保有個人データに関する事項を「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置く際の具体例（第1項）</p> <p>本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、正会員は、その事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け（第23条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法もある。以下同じ。）</p> <p>② パンフレット・リーフレットの継続的な配布</p> <p>③ ホームページへの継続的な掲載（保有個人データに関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）</p> <p>④ 本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ファックス等による送付</p> <p>⑤ 本人の求めに応じた口頭、電話、電子メール等での回答</p> <p>なお、対象となる本人に対して必要な事項が知らされればよいものであり、利用する媒体すべてによる同時の変更を要するものではない。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1、金融分野 GL 第 15 条
(1) 正会員の名称及び住所並びに代表者の氏名	〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1、金融分野 GL 第 15 条
(2) 全ての保有個人データの利用目的（ただし、第 8 条第 4 項第 1 号から第 3 号に該当する場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにすること。 〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1
(3) 次項の規定による求め又は次条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項から第 3 項の規定による請求に応じる手続（第 20 条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）	〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1
(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有個人データの安全管理のために講じた措置には、正会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該正会員が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれることに留意する。 〔参照条文等〕保護法第 32 条、施行令第 10 条、通則GL3-8-1
(5) 保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先	〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1
(6) 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先	〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1
2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (2) 第 8 条第 4 項第 1 号から第 3 号に該当する場合	(2) 「通知」の方法の具体例（第 2 項及び第 3 項） 例えば、次のような方法がある。 ① 書面を直接渡すことによる通知 ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAX などにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知 〔参照条文等〕：保護法第 32 条、施行令第 10 条、通則GL2-14、3-8-1、金融分野GL第 15 条
3 正会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	〔参照条文等〕保護法第 32 条、通則GL3-8-1
(開示) 第 15 条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の	(1) 電磁的記録の提供による方法については、正会員がファイル形式や記録媒体など具体的な方法を定めることができるが、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>交付による方法、その他正会員が定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合）にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p>	<p>業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。</p> <p>(2) 「電磁的記録の提供による方法」の具体例（第1項） 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 電磁的記録をCD-ROM等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法 ② 電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法 ③ 会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法</p> <p>(3) 「その他正会員が定める方法」の具体例（第1項） 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 正会員が指定した場所における音声データの聴取 ② 正会員が指定した場所における文書の閲覧</p> <p>(4) 「当該方法による開示が困難である場合」の具体例（第1項） 例えば、次のような事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、正会員が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合 <p>(5) 本人から「個人番号の有無」の開示請求があった場合には、「個人番号を取得している」旨を開示すればよい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 33 条、通則G L 3-8-2</p>
<p>(2) 正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p>	<p>(6) 「正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第1項第2号） 例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>① 評価情報等、正会員が付加した情報の開示請求を受けた場合又は保有個人データを開示することにより顧客との取引の適正な実施が妨げられる場合 ② 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって、他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合 ③ 企業秘密保護の必要性が、本人が正会員における保有個人データの取扱い等を</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>把握する必要性を上回る特別の事情</p> <p>④ 電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼす恐れがある場合</p> <p>(7)「正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例(第1項第2号)</p> <p>例えば、開示すべき保有個人データの量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、通則GL3-8-2、金融分野GL第16条</p>
(3) 他の法令に違反することとなる場合	<p>(8)「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、刑法第134条(秘密漏罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。</p> <p>また、他の法令の規定により、保護法第33条第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用される。</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、通則GL3-8-2</p>
2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。	<p>(9)「通知」及び「説明」の方法の具体例(第2項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、第36条、通則GL2-14、3-8-2、金融分野GL第17条</p>
3 前2項の規定は当該本人が識別される個人データに係る第13条の3及び第13条の4の規定による第三者提供記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるものを除く。)について準用する。	<p>(10)「第三者提供記録」について</p> <p>第三者提供記録とは、保護法第29条第1項及び第30条第3項の記録のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。</p> <p>① 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>② 当該記録の存否が明らかになることに</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>より、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>③ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>④ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>〔参照条文等〕保護法第33条、施行令第11条、通則G L 3-8-3</p>
<p>(訂正等)</p> <p>第16条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p>	<p>(1) 「訂正等」について</p> <p>① 訂正等は、利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、必要以上の訂正等を義務付けるものではない。</p> <p>② 訂正等は、保護法に基づくものであり、顧客等からの氏名・住所変更等の届出にまで適用されるものではない。</p> <p>(2) 利用目的からみて訂正等が必要でない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知する必要があることに留意すること。</p> <p>〔参照条文等〕保護法第34条、通則G L 3-8-4</p>
<p>2 正会員は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、正会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。</p>	<p>(3) 「通知」及び「説明」の方法の具体例（第2項）</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>〔参照条文等〕保護法第34条、第36条、通則G L 2-14、金融分野G L 第17条</p>
<p>(利用停止等)</p> <p>第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第6条の2の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を</p>	<p>(1) 保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも求められた措置をそのまま実施する必要はない。</p> <p>なお、手続違反である旨の指摘が正し</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>くない場合は、利用停止等を行う必要はない。</p> <p>(2) 手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 35 条、通則 G L 3-8-5</p>
<p>2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 35 条、通則 G L 3-8-5</p>
<p>3 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該正会員が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る第22条第1項に規定する漏えい等の事態が生じたという理由その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>(1) 「利用する必要がなくなった場合」とは、利用目的が達成され当該目的との関係では、当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。なお、請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。</p> <p>(2) 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。「正当」かどうかは、相手方である正会員との関係で決まるものであり、正会員に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。</p> <p>① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	② 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情 ③ 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情 ④ 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情 ⑤ 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情 [参照条文等] 保護法第35条、通則G L 3-8-5
4 正会員は、第1項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第2項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。	(3)「通知」の方法の具体例（第3項） 例えば、次のような方法がある。 ① 書面を直接渡すことによる通知 ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知 [参照条文等] 保護法第35条、第36条、通則G L 2-14、3-8-5
(理由の説明) 第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第2項及び前条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。	○「通知」及び「説明」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。 ① 書面を直接渡すことによる通知 ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知 [参照条文等] 保護法第36条、通則G L 2-14、3-8-6、金融分野G L 第17条
(開示等の請求等に応じる手続) 第19条 正会員は、第14条第2項、第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第1項、第17条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載（保有個人データに関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。	1. 正会員は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておくこと。 2. 正会員は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（例えば、住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。 [参照条文等] 保護法第37条、通則G L 3-8-7、金融分野G L 第18条

個人情報保護に関する指針	解 説
(1) 開示等の請求等の申出先	<p>(1) 「開示等の請求等の申出先」の具体例 (第1項第1号)</p> <p>例えば、本支店・営業所、事務センター等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等</p> <p>[参照条文等] 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条</p>
(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の受付方法	<p>(2) 「開示等の請求等に際して提出すべき書面」(第1項第2号)</p> <p>正会員は、本人が開示等の請求等に際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。</p> <p>① 本人の場合</p> <p>例えば、「保有個人データ」開示申請書、変更等申請書、利用停止等申請書及び本人確認書類</p> <p>② 代理人の場合</p> <p>例えば、上記①の書面に加え、正会員所定の委任状及び代理人の本人確認書類</p> <p>(3) 「その他の開示等の請求等の方式」の具体例 (第1項第2号)</p> <p>例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。</p> <p>(注) 開示等の請求等の方法を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条</p>
(3) 開示等の請求等をする者が本人又は代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本条において同じ。)であることの確認方法	<p>(4) 「本人確認方法」の具体例 (第1項第3号)</p> <p>犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p> <p>なお、ここでいう「代理人」は各正会員が社内規則等で規定する取引代理人ではなく、施行令第13条で規定する代理人に限られることに注意を要する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第37条、施行令第12条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条</p>
(4) 保護法第38条第1項の手数料の金額とその徴収方法(無料とする場合を含む。)	<p>[参照条文等] 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条</p>
(5) 開示等の請求等の対象となる保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項	<p>(5) 「保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項」の具体例 (第1項第5号)</p> <p>例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。</p> <p>なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよ</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>う、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮することに留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、通則G L 3-8-7、金融分野G L 第 18 条</p>
(6) 開示等の請求等に対する回答方法等	<p>(6) 「開示等の請求等に応じる回答方法」の具体例 (第 1 項第 6 号)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 郵送、電話、電子メール等の手段</p> <p>② 開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること</p> <p>なお、本人からの要請に基づき個人番号を開示する場合には、対面による場合は他人に見られないような措置を講ずることが必要であり、郵送による場合は追跡機能付き郵便で送付することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、通則G L 3-8-7、金融分野G L 第 18 条</p>
<p>2 正会員は、代理人が開示等の請求等を行う場合の手段として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の請求等に対して、本人にのみ直接開示等することは妨げない。</p>	
(1) 代理人の本人確認方法	<p>(7) 「代理人の本人確認方法」の具体例 (第 2 項第 1 号)</p> <p>上記 (4) と同様の確認手続きを定めるものとする。</p>
(2) 代理人の代理権を確認する方法	<p>(8) 「代理人の代理権を確認する方法」の具体例 (第 2 項第 2 号)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 正会員所定の委任状以外は認めない。</p> <p>② 委任状等の提出があった場合でも、代理権の存在を疑わせる特段の事情が認められるときは、電話等で本人からの代理権授与の意思確認をとることができるまで不開示とする。</p> <p>③ 正会員所定の方法による代理権の確認ができない場合は、不開示とする。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、施行令第 12 条、通則G L 3-8-7、金融分野G L 第 18 条</p>
<p>3 正会員は、前 2 項の規定に基づき開示等の請求等に関する手段を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項若しくは第3項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p>	<p>実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるにあたり、正会員は、同様の内容の開示等手段の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることとする。</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>2 正会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第 38 条、通則G L3-8-8</p>
<p>(正会員による苦情の処理) 第21条 正会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 正会員は、苦情受付窓口の設置や苦情処理手順の策定、苦情処理に当たる役員への十分な教育・研修等により、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第 40 条、通則G L3-9、金融分野G L第 19 条</p>
<p>(個人情報等の漏えい事案等への対応) 第22条 正会員は、施行規則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本協会に報告しなければならない。また、正会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令諸規則に従って、金融庁及び本協会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 8 項に定める特定個人情報漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</p> <p>ただし、ランサムウェア事案（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ）（以下「関係省庁申合せ」という。） 2.（1）に規定するランサムウェア事案をいう。）に係る報告を行う場合には、「関係省庁申合せ 別添様式 2」を用いることができることとする。</p> <p>2 正会員は、次に掲げる事態（前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、前項の規定に準じて、金融庁及び本協会に報告することとする。</p> <p>(1) その取り扱う個人情報の漏えい等が発</p>	<p>(1) 「施行規則第 7 条各号に定める事態」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>③ 不正の目的をもって行われたおそれがある当該正会員に対する行為による個人データ（当該正会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>④ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) 郵便、メール、ファクシミリ等の誤配送・誤送信等で、かつ、件数、内容等が些細な流失であっても、二次被害や類似事案が発生する可能性がある場合は、公表する必要がある。</p> <p>(3) 特定個人情報の漏えい等事案の発生に際しては、個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応に従って報告等する必要がある。</p> <p>〔参照条文等〕保護法第 26 条、施行規則第 7 条、通則 GL3-5、基本方針、金融分野G L第 11 条</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>ただし、ランサムウェア事案（関係省庁申合せ2.（1）に規定するランサムウェア事案をいう。）に係る報告を行う場合には、「関係省庁申合せ 別添様式2」を用いることができることとする。</p> <p>3 正会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-4（本人への通知）に従い、本人への通知等を行わなければならない。</p> <p>また、正会員は、次に掲げる事態（施行規則第7条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。</p> <p>(1) その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(3) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>4 正会員は、第1項及び第2項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事業所内部における報告及び被害の拡大防止</p> <p>(2) 事実関係の調査及び原因の究明</p> <p>(3) 影響範囲の特定</p> <p>(4) 再発防止策の検討及び実施</p> <p>また、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事態の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。</p> <p>5 上記以外の事項については、個人情報の</p>	

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。</p>	
<p>（仮名加工情報についての本指針の適用関係）</p> <p>第22条の2 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</p> <p>（1）第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。</p> <p>（2）仮名加工情報についての第8条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。</p> <p>（3）正会員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第9条の規定は、適用しない。</p> <p>（4）正会員は、第13条第1項及び第2項並びに第13条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第13条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第6号から第8号に掲げる場合」と第13条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第7号から第9号に掲げる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>（5）仮名加工情報、仮名加工情報である個</p>	<p>（1）正会員において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報（※）を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（第2条第1号）に該当する。</p> <p>※ 「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに保護法第41条第1項により行われた加工の方法に関する情報をいう。</p> <p>（2）仮名加工情報（個人情報であるものに限る）については、基本的に個人情報に適用される規律が適用されるが、保護法に以下の規定があることに留意する。</p> <p>① 利用目的による制限（保護法第41条第3項）</p> <p>② 通知・公表等の義務（保護法第41条第4項）</p> <p>③ 不要情報を消去する努力義務等（保護法第41条第5項）</p> <p>④ 個人データの第三者提供に係る制限（保護法第41条第6項）</p> <p>（3）仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの取扱いについては、次の規定が適用されない。</p> <p>① 利用目的の変更（第3条第4項）</p> <p>② 本人からの開示等の請求等（第14条から第20条）</p> <p>③ 漏えい等の報告等</p> <p>[参照条文等] 保護法第41条、仮名加工・匿名加工G L 2-2-1、仮名加工・匿名加工G L 2-2-3</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第3項、第14条から第20条及び第22条の規定は、適用しない。</p>	
<p>2 仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。</p> <p>(2) 第13条第4項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 第10条から第12条まで、及び第21条の規定は、正会員による仮名加工情報の取扱いについて準用する。</p>	<p>(1) 正会員において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（第2条第1号）に該当しない。</p> <p>(2) 仮名加工情報（個人情報であるものを除く）については、保護法第42条の規定により、以下の義務があることに留意する。</p> <p>① 第三者提供の制限（保護法第42条第1項）</p> <p>② 安全管理措置（保護法第42条第3項）</p> <p>③ 従業者の監督（保護法第42条第3項）</p> <p>④ 委託先の監督（保護法第42条第3項）</p> <p>⑤ 苦情処理（保護法第42条第3項）</p> <p>[参照条文等] 保護法第42条、仮名加工・匿名加工G L 2-2-1、2-2-4)</p>
<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p>第23条 正会員は、個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、正会員の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表することとする。</p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>(1) 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言</p> <p>(2) 保護法第21条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明</p> <p>(3) 保護法第32条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p>	<p>(1) 公表のタイトル、形態、内容、構成等は、各正会員の判断で対応することが可能である。</p> <p>(2) 公表方法の具体例</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 営業所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け</p> <p>② パンフレットへの記載・配布</p> <p>③ インターネットのホームページへの掲載</p> <p>なお、利用者に見やすくわかりやすいよう留意し、項目ごとに複数の媒体に分けて記載することも可能である。</p> <p>例えば、現在公表している「個人情報保護宣言」の関係箇所注記を追記した上で、委託業務の種類や個人情報の取得元の具体例はホームページにリンクを貼って詳細説明に誘導するなどが考えられる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第21条、第32条、基本方針、金融分野G L 第20条</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(4) 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口</p> <p>3 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること</p> <p>(2) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること</p> <p>(3) 正会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、正会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること</p> <p>(4) 個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること</p>	<p>(3) 「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」の具体例(第2号)</p> <p>例えば、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合、委託する事務を例示することにより委託処理の透明化に資すると考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様にお送りするための書面の印刷若しくは発送業務 ・ 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務 ・ 情報システムの運用・保守に関する業務 <p>(4) 「個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること」の具体例(第4号)</p> <p>例えば、個人情報の取得元又はその取得方法が多数になる場合は、それを例示することにより、本人の権利利益保護に資するものと考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報 ・ 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報 ・ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※通話録音を行っている場合は、その旨を合わせて記載することが考えられる)

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>4 個人情報保護宣言は、投資者等、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましい。</p>	<p>(5) 表示の工夫としての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階層構造（要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容が見られる構造をいう。）による表示 ・ アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用 ・ ポップアップによる同意取得
<p>(指針の見直し) 第24条 本指針については、必要に応じ見直しを行うものとする。</p>	<p>[参照条文等] 金融分野G L第 19 条</p>
<p>(本協会への報告等) 第25条 本協会は、正会員に対し、当該正会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。</p> <p>2 本協会は、正会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導及び勧告その他の措置を行う。</p> <p>3 正会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 54 条</p>